

障害者グループホームの設立・運営支援で社労士ができること

特定社会保険労務士・社会福祉士 やまもと とおる
山本 亨

社会保険労務士法人アンカー代表社員・特定社会保険労務士・社会福祉士。電子部品メーカー在籍中に社労士資格を取得。人事部門にて労務管理、採用、社内研修等に関わり、2012年に社会保険労務士法人アンカーを設立。社労士3名、事務3名で業務を行う。

開業支援コンサルタント おぐち まさし
小口 正史

大心株式会社 障害者グループホーム事務長 兼 開業支援コンサルタント。日本経営グループにて人事コンサルティング、株式会社リクルートキャリアにて採用支援に従事。その後、2019年に大心株式会社 福祉経営サポートセンターに入社。自社障害者グループホームの立ち上げ、オペレーション、採用、請求等を経験。経営者向けの開業・運営支援、管理者向けの運営実務研修、収益改善支援、採用支援等を担当している。

近年、障害福祉業界で新規参入者が増え、労務トラブルが急増しています。労務トラブルが起きたことで、事業運営は続けられたものの、風評被害により長期間にわたって利用者の確保ができず、施設経営に大きな影響を受けた事例もあります。

これに対処するには、福祉業界の労働環境や関係法令を理解しつつ、労働基準法に適合した事業運営を進めることが必要です。そのためには、社労士の支援が必須です。

本稿では、新規参入が増えている「障害者グループホーム」（以下、障害者GH）に的を絞って、実際に開業支援を行っているコンサルタントが見る現在の状況と、社労士に求められる役割についてご説明します。

I 障害者GHを取り巻く経営環境

1 障害者GHとは？

障害者GHを一言で表すとすれば、「障害者向けの支援付きシェアハウス」です。税金を財源として事業者が障害者の支援を行う「障害福祉サービス」の一つであり、正式名称は「共同生活援助」といいます（図表1）。

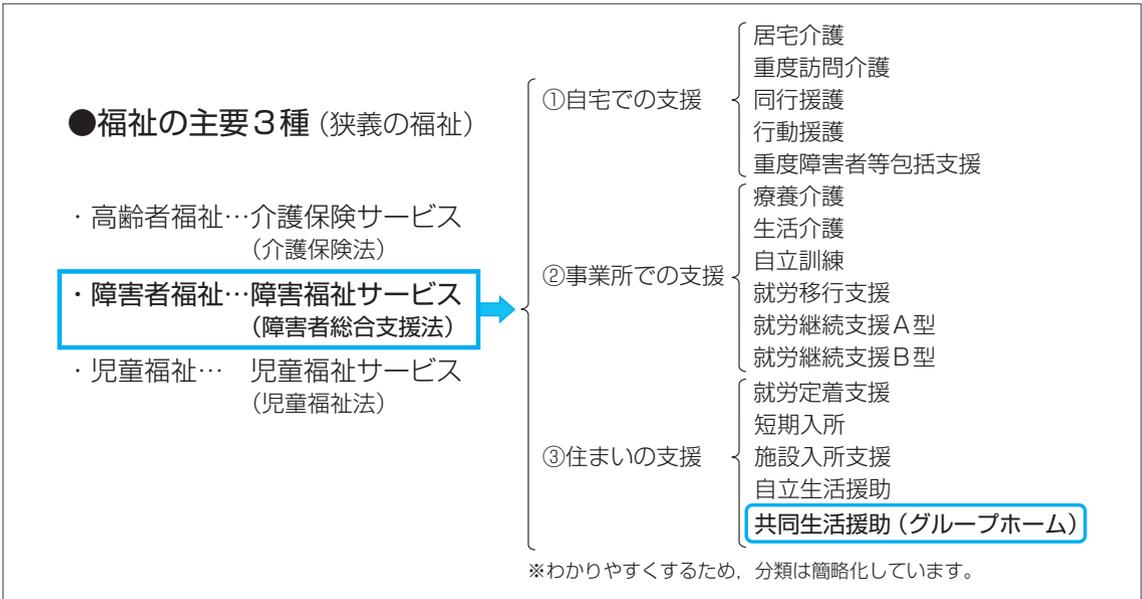
一般的に「グループホーム」というと、高齢者向けの認知症グループホームがイメージされがちですが、これとは法律も財源も対象者も異なります。

様々な方が障害者GHを利用しています。例えば、次のような方々です。

★障害者GHの利用者（入居者）★

- ・一人暮らしを目指して生活のトレーニングをしたい方
- ・家族がいなくなり、一人きりになってしまった方

◆図表1 狭義の福祉と障害者GHの位置づけ



- ・病院を退院して行き先がない方
 - ・家族も障害を持っていて、家族での生活が困難な方
 - ・養護学校を卒業後、親元を離れて暮らしたい方
- ※筆者（小口）運営の障害者GHの例

障害者GHでは、主に介護（食事、入浴、排せつ等）の支援と、生活（家事）の支援を行っています。障害者GHのメリットを利用者、事業者ごとの視点で整理すると、以下の通りです。

視点	メリット
利用者（入居者）	費用負担をほとんどせずに、支援が受けられる
事業者（運営者）	利用者から利用料を徴収しなくても、報酬（売上）が得られる

※厳密には利用者負担上限額、法定代理受領などの制度が適用されます。

◆図表2 実際の利用者の様子



事業者にとって、売上は大きく2つあり、税金を財源とした給付金請求と、利用者の収入等を財源とした実費請求です（図表3）。

使用できる物件には、一般的な戸建て住宅、アパート、マンションなど様々な形があり、スタッフが常駐したり、定期的に訪れたりして必要な支援を行います。利用者は、日中は仕事や日中活動サービスに出かけ、夕方頃に戻り、また翌朝に出かけます。まさに家の代わり、シェアハウスのような場所です。

◆図表3 売上構成

売上構成	財源	何に対する売上？	内訳
市町村への給付金 請求による売上	税金	スタッフの支援 に関すること (家事、介護、外出、相談など)	基本サービス費 + 各種加算(夜間支援など)
利用者個人への 請求による売上	利用者の収入等 (給与、生活保護費、 障害年金、仕送り等)	実費としてかかること	家賃(補助あり) 食費 水道光熱費 日用品費など

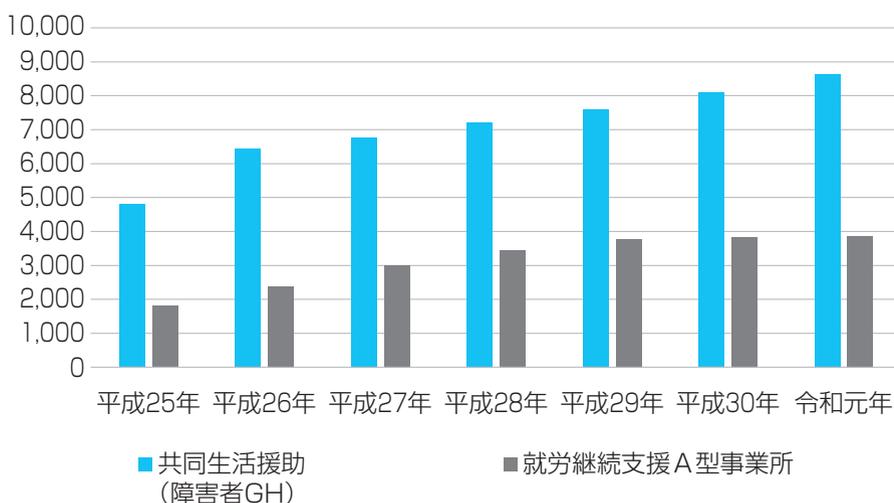
2 障害者GHの現状と今後

(1) これまでと現状

平成28年に約78万人だった障害福祉サービス全体の利用者数は、令和2年には約90万人となり、わずか4年で約12万人(15%)も増加しています。

一般的に知名度の高い「就労継続支援A型事業所」と比較してみても、障害者GHが大きく増え続けていることがわかります(図表4)。さらにここ数年の増加数は顕著で、わずか1年5カ月で約1,000事業所、利用者数も約1万2,000人増えています。

◆図表4 事業所数推移



(出所) 厚生労働省「社会福祉施設等調査の概況」より作成

	事業所数	利用者数
平成30年12月	8,231	120,673
令和2年4月	9,221	132,449
増加数	+990	+11,776

事業所数が増える最大の要因は、報酬が高い(利益率が高い)ことにあります。厚生労働省は、3年ごとに報酬改定を行い、報酬単位を高くしたり、あるいは低くすることで、需要と供給のバランスをコントロールしています。

図表5は、筆者(小口)が運営する障害者GHの収益です。適切に運営すれば、15~30%の営業利益率となるサービスです。令和3年4月時点では、5棟目の開所により営業利益率は11%と落ち込んでいますが、徐々に